

交通事故などでけがをしたら連絡を！

交通事故や傷害事件など第三者の行為によって負傷したときの治療費は、原則加害者の負担になります。しかし、その賠償が遅れるときなどは、届け出をすることで一時的に国民健康保険で治療を受けることができますが、市が負担した費用については、加害者に対し治療費の請求を行っています。事故などでけがをしたら、必ず市へ届け出をお願いします。

届け出をしないで国民健康保険証などを使用したときは、自己負担になる場合もあります。

交通事故が発生したら…

- まずは落ち着いて 事故が起きたときは、ショックで冷静な判断ができなくなることがあります。できるだけ冷静に対処しましょう。
- 相手の身元を確認 相手の氏名、住所、電話番号、車のナンバー、免許証、車検証などを確認しましょう。
- 警察に連絡を トラブルを防ぐために、些細な事故でも必ず警察に連絡をしましょう。市が加害者に治療費を請求するときには、『人身事故証明書』が必要になります。けがをしたときは、警察に人身事故として処理をしてもらってください。
- 市に届け出を 国保年金課窓口には保険証と印鑑を持参してください。治療を受けるときに必要な「国保診療許可書」を発行します。治療を受けるときは、この許可書と保険証を医療機関に提示してください。
- 注意事項 次の場合は国民健康保険で治療が受けられません。
 - 勤務中や通勤途中での事故は、労災保険の対象になります。
 - 違法行為（飲酒運転や無免許運転）による事故は、給付制限の対象になります。
 - 示談後は、国民健康保険が使えなくなる場合があります。

国民健康保険の所得申告

問・届出先 国保年金課 ☎ (93) 4083

所得税や住民税の申告が必要ない人でも、国民健康保険税の納税義務者は、世帯に属する加入者の所得などの申告をしなければなりません。そのため市では、課税の公平性の確保と平等な保険給付を図るため、申告が済んでいない人や給与支払報告書が提出されていない人などに「国民健康保険税申告書」を発送しています。

申告書は、国民健康保険税の軽減措置や高額療養費の支給などの判定基準となります。申告書の提出がないと、軽減措置などを受けることができなくなりますので、申告書を受け取ったら必ず提出をお願いします。

11月はねんきん月間

問い合わせ先

- ねんきんネットナビダイヤル ☎ 0570 (058) 555
- 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

11月30日（いいみらい）は「年金の日」です。年金記録や年金見込額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らしていただく年金の日です。年金ネットは、年金記録の確認や年金見込額を試算できます。ぜひこの機会にご利用ください。

適正な医療の受診を心掛けましょう

問 国保年金課 ☎ (93) 4083

休日や夜間に、軽症の人が救急医療へ受診することが増え、緊急性の高い重症患者の治療に支障をきたしています。必要な人が安心して医療が受けられるように、医療機関・薬局では、次のことに留意しましょう。

- 休日や夜間に救急医療機関を受診するときは、平日の時間内に受診できないか、もう1度考えてみましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与える可能性があります。
- 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用も安くすみます。利用を希望される人は、医療機関や薬局にジェネリック医薬品の利用について相談しましょう。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を送付します

問 ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570 (003) 004（祝日、12月29日～1月3日を除く）

○月～金曜日 8:30～19:00 ○第2土曜日 9:30～16:00

日本年金機構から、年末調整または確定申告で、国民年金保険料を社会保険料控除として申告するときに必要な「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。発送時期は2回です。申告を行うまで大切に保管してください。

- ① 11月上旬（令和3年1月1日～令和3年9月30日までの間に納付した人）
- ② 令和4年2月上旬（令和3年10月1日～令和3年12月31日までの間に納付した人）

※令和3年1月1日～令和3年9月30日までの間に納付した人は除く。

ご家族の保険料を納付している人は

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。

ご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した人の所得税などの控除対象になります。年末調整などをするときは、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付して、ご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。